

細則－慶弔等の改正（新旧比較表）

会員の死亡については、次の通り改正する。（令和4年4月17日施行）

旧		新			理由
区 分	備 考	区 分	期 間	金 額	処置要 領の明 確化
会員の結婚(※)	1. 会長名で処置 2. (*)は、予算事 情が好転するまで の間、凍結する。	<del>会員の結婚(※)</del>	=	=	
会員の定年退官		<del>会員の定年退官</del>	=	=	
会員の死亡		会員の死亡	<b>通夜、葬儀、 初盆又は1 周忌</b>	<b>5000 円</b>	
会員の配偶者及び子 の死亡(※) (但し、会員存命時と する。)		<del>会員の配偶者及 び子の死亡(※) (但し、会員存命 時とする。)</del>	=	=	
		<del>1. 会長名で処置 2. (*)は、予算事情が好転</del>			